

15監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成15年1月30日

福岡市監査委員 福大 田石 康 男
同 同 高上 橋野 宏 司
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

第1 監査の種類、対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 財団法人福岡勤労者福祉センター（事務監査）
- (2) 株式会社福岡市民ホールサービス（事務監査）
- (3) 財団法人福岡総合展示場（事務監査）
- (4) 福岡タワー株式会社（事務監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 福岡市同和自立促進協議会（事務監査）
- (2) アジア太平洋フェスティバル実行委員会（事務監査）
- (3) アジアマンス委員会（事務監査）
- (4) 福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼とし、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じ現地調査を行った。

1 財団法人福岡勤労者福祉センター

(1) 団体の概要

- ア 基本財産 2,000万円（平成14年6月30日現在）
- イ 設立年月日 昭和54年7月2日
- ウ 設立の目的 勤労者の福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の福祉の向上に寄与することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 雇用・能力開発機構が、福岡市に設置する勤労者福祉センターの整備及び管理運営
(イ) 勤労者の教養・文化・福祉の向上に関する事業
(ウ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- オ 役員及び職員数 役員20人、職員46人(平成14年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1,500万円(出資率75%)を出資している。また、管理運営費等の助成として平成13年度に1億8,584万5,000円の補助金を交付するとともに、運転資金として9,000万円の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は5人、兼務は6人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年1月から同14年10月まで

実施期間 平成14年9月2日から同年10月3日まで

(4) 経営状況について

平成13年度において7,545万円の純損失を生じ、前年度からの繰越欠損金3億252万円を加え、3億7,798万円の累積欠損金を生じている。これは、勤労者福祉センターの事業であるホール事業、会館事業のうち会館事業により生じたものであり、

ホール事業については収支差補助金の交付を受けている。会館事業については、平成14年度からの大幅な人件費の削減や福岡国際会議場の開業効果等により平成15年度に単年度黒字に転化する見込みとなっているが、累積欠損金の解消時期については長期間を要するものと考えられる。

今後の事業運営にあたっては、より一層の経営努力を行うとともに、抜本的に改善措置を考慮されることを要望する。

(5) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 財団法人の資産の総額につき変更登記を行うよう求めるもの

財団法人は登記すべき事項に変更が生じたとき所定の期間内に変更登記を行わなければならない。登記すべき事項のうち資産の総額は、基本財産ではなくすべての資産金額からすべての負債金額を控除した差額、すなわち純資産額を登記すべきである。しかしながら、基本財産のみ登記されており、変更登記が行われていなかった。

今後、登記事項の変更については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。

イ 経理事務について注意を求めるもの

経理事務について次のような事例が認められた。

今後、経理事務については十分注意されたい。

(ア) 未払金について、未払金は適正な管理を行うとともに遅滞なく債権者に支払わなければならない。しかしながら、未払金の発生日や債権者の名前が随時確認できず、未払金の管理及び支払い事務が適切でなかった。

(イ) 前受金について、販売代金の前受金は売上計上時に売上高に振替処理を行わなければならない。しかしながら、売上高への振替処理が行われていないものが見受けられた。

2 株式会社福岡市民ホールサービス

(1) 団体の概要

ア 資本金 1,000万円(平成14年6月30日現在)

イ 設立年月日 昭和38年10月8日

ウ 設立の目的 福岡市等の公共ホールの委託業務及び舞台催物、各種学会、大会の企画運営並びに舞台大道具製作、照明、音響の設営操作を行う。

エ 事業内容 (ア) 催物の企画、誘致、斡旋

(イ) 舞台の組立、解体、照明、音響等舞台の使用に関する一切の業務

(ウ) 舞台に関する諸プランと企画製作に関する業務

(エ) 前各号に附帯関連する各種の事業

オ 役員及び職員数 役員13人、職員206人(平成14年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち500万円(出資率50%)を出資している。また、福岡市は各市民センターの管理運営等の委託を行い、その委託料総額は平成13年度において3億9,157万5,450円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は6人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成12年1月から同14年10月まで

実施期間 平成14年9月2日から同年10月7日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 決算について公告を行うよう求めるもの

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定により、決算について定時総会に報告したときは、遅滞なく損益計算書及び貸借対照表の要旨を公告しなければならず、定款で公告の方法について西日本新聞で行う旨定めている。しかしながら、創立以来公告を行っていなかった。

決算の公告については、今後、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。

イ 取締役会の適正な開催を求めるもの

代表取締役その他の担当取締役は3ヵ月に1回以上、会社の業務の実情を取締役に報告しなければならない。しかしながら、(株)福岡市民ホールサービスにおいては従前から、4月と10月の2回のみ開催していた。

取締役会の開催については、今後、関係法令等に則り適正に行われたい。

ウ 内部会議に伴う飲食代の支出について改善を求めるもの

飲食代の執行については、(株)福岡市民ホールサービスが福岡市の第3セクターであることから、市民の不信を招くことのないよう、必要性について十分検討し、最小限度の執行に努める必要がある。しかしながら、(株)福岡市民ホールサービスにおいては、内部会議等に伴う飲食代を管理諸費にて支出しており、その必要性について疑義があった。

今後、費目を問わず飲食代の執行については、必要性について十分に検討を行い、最小限度の執行に努められたい。

3 財団法人福岡総合展示場

(1) 団体の概要

ア 基本財産 2億円(平成14年6月30日現在)

イ 設立年月日 昭和54年10月1日

ウ 設立の目的 国際友好親善の促進につとめ、福岡市及び周辺の産業、貿易及び文化の振興を図り、もって福岡市の国際経済文化都市としての確立を目指すとともに、住民福祉の向上に寄与する。

エ 事業内容 (ア) 国際・国内会議、内外見本市・展示会並びに文化、スポーツ等各種催物の開催又は開催協力に関する事業

(イ) 貿易情報資料の収集、提供等に関する事業

(ウ) 前各号の事業の用に供する施設の管理及び運営並びにマリノメッセ福岡の管理及び運営の受託に関する事業

(エ) その他目的達成に必要な事業

オ 役員及び職員数 役員13人、職員33人(平成14年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産のうち1億8,500万円(出資率92.5%)を出資している。また、管理運営費等の助成として平成13年度に4億7,322万7,896円及び国際会議場整備事業費の助成として平成13年度に1億7,987万8,923円の補助金の交付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は24人、兼務は3人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成11年10月から同14年10月まで

実施期間 平成14年9月3日から同年10月10日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

「2001 福岡国際見本市会場設営業務委託」契約において、業者の選定を提案競技を実施して決定している。提案競技により契約相手を決定する場合は提案内

容等の評価を公正・公平に行うことが重要であり、このためには、各評価項目につき得点等を用いることにより適切な審査を行うべきである。しかしながら、契約の相手方の決定を業者選考委員会の議事のみで決定しており適切な審査が行われたのか疑義が生じた。

今後、提案競技を実施して業者を選考する場合は十分注意されたい。

イ 決算事務について注意を求めるもの

公益法人会計基準においては、計算書類は明瞭に表示を行うとともに、その表示方法はみだりに変更してはならないとされている。また、寄付行為においては、収支決算において剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て積立金として積み立てることができることと規定している。しかしながら、平成11年度より、財団の利益である当期収支差額を、理事会の議決に基づき積み立てるべきであるところ決算において経営調整積立金として処分を行い、当期収支差額をゼロ円とする会計処理の方法としていた。

今後、決算事務については十分注意されたい。

4 福岡タワー株式会社

(1) 団体の概要

ア 資本金 30億円(平成14年6月30日現在)

イ 設立年月日 昭和62年10月14日

ウ 設立の目的 市制100周年を記念した福岡市のシンボル及びテレビ、ラジオ等各種電波の集合化と新たな観光資源としての利用を目的として建設された福岡タワーの管理運営を行う。

エ 事業内容 (ア) タワー等の観光・展望施設の運営

(イ) 電波塔の管理運営

(ウ) 放送通信施設設置及び通信情報収集並びに伝達処理に関する事業

(I) 前各号に附帯し、関連する一切の事業

オ 役員及び職員数 役員15人、職員13人(平成14年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち10億円(出資率33.3%)を出資している。また、福岡市は運転資金として平成13年度において12億3,200万円の貸付を行っている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は1人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年5月から同14年10月まで

実施期間 平成14年9月3日から同年10月17日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 契約規程の整備を行い契約方法の検討を求めるもの

契約事務を行う場合、関係規程に従い契約を行うべきである。しかしながら、契約に関する規程が整備されていないため年間委託契約について、契約の全てが1社を相手方とした随意契約によって行われていた。委託内容によっては、競争性を持たせることが可能と思われる。

契約規程を速やかに整備するとともに競争原理を取り入れた契約方法の検討をされたい。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 福岡市同和自立促進協議会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成14年4月1日

イ 設立の目的 福岡市内の同和地区住民に対する就職の支援，自立支援資金の貸付けその他の事業を福岡市及び関係行政機関団体の協力のもとに実施することにより，同和地区住民の自立の促進を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 職業相談その他の就職支援事業
(イ) 職業技能事業
(ウ) 就職促進事業
(エ) 自立支援資金貸付事業
(オ) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

エ 役員及び職員数 役員19人，職員12人（平成14年7月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は，福岡市同和自立促進協議会事業の助成として平成14年度に9,184万3,000円の負担金を交付決定している。なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は11人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成14年4月から同年10月まで
実施期間 平成14年10月1日

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。

2 アジア太平洋フェスティバル実行委員会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成6年6月24日

イ 設立の目的 福岡市で開催されるアジアマンス事業の一環としてアジア太平洋フェスティバルを行うことにより，市民のアジアに対する理解を深め，友好交流を促進することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) アジア太平洋フェスティバルの企画に関すること
(イ) アジア太平洋フェスティバルの運営・実施に関すること
(ウ) その他，実行委員会の目的を達成するために必要な事業

エ 役員及び職員数 役員30人，職員3人（平成14年7月1日現在）

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市はアジア太平洋フェスティバル実行委員会の助成として平成13年度に1億4,168万3,000円の負担金を交付している。なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の兼務は6人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成11年4月から同14年10月まで
実施期間 平成14年10月9日から同年10月10日まで

(4) 監査の結果

監査の結果は，おおむね良好と認められたが，下記のとおり注意，改善を要する事項等が見受けられた。

ア 負担金事業に係る予算の執行について注意を求めるもの

福岡市から交付された負担金は，交付目的に応じた事業を行うため計画的に執行するとともに他の目的に使用することはできない。しかしながら，平成12年度及び同13年度において，福岡市からの負担金を11月には全額交付を受けていたにもかかわらず，年度末の3月に支払いを集中させる等計画通りの執行が行われておらず，負担金を早期に受け入れる必要がなかったことが認められた。また，平

成13年度において、同実行委員会が福岡市から受託した業務が完了していたにもかかわらず速やかに受託料の請求手続を行わなかったため、受託業務に係る経費を負担金から立て替えて支払いを行っていた。

負担金事業に係る予算の執行については、今後、計画的に執行するとともに交付目的に応じた事業を行うために使用するよう注意されたい。

3 アジアマンス委員会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成2年7月16日

イ 設立の目的 市民のアジアに対する理解を深め、友好交流関係をより一層進めていくために、アジアの文化・学術・芸術を中心とした国際的な幅広いイベントを集中的に展開する「アジアマンス」を実施することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) アジアマンスの事業計画の策定に関すること
(イ) アジアマンスの事業実施に関すること
(ウ) その他(1)(2)の事業推進に関すること

エ 役員及び職員数 役員62人、職員3人(平成14年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市はアジアマンス委員会の助成として平成13年度に7,692万8,000円の負担金を交付している。なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は5人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年4月から同14年10月まで
実施期間 平成14年10月11日

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

4 福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 平成6年9月1日

イ 設立の目的 福岡市立学校施設開放事業等に係る円滑な施設管理を実施するため設置した学校開放等施設管理委員会の運営並びに、実施にあたる学校開放等施設管理委員会の相互の連携を図ることをもって、学校開放等施設管理事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 学校開放等施設管理委員会の自主活動による連絡調整に関すること
(イ) 関係機関、関係団体等との連絡調整に関すること
(ウ) 学校開放等施設管理委員会の運営経費等の助成に関すること
(エ) その他、目的達成のために必要なこと

エ 役員及び職員数 役員9人、職員3人(平成14年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会が実施する事業に対して、平成13年度に7,684万6,515円の補助金を交付している。なお、上記役員及び職員は、すべて福岡市職員の兼務である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成10年4月から同14年9月まで
実施期間 平成14年9月20日

(4) 監査の結果

監査の結果、下記のとおり注意、改善を要する事項等が見受けられた。

ア 補助金の適正な執行について団体機能の充実や交付先団体への指導を求めるも

の

福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会(以下「連絡会」という。)の事務手続き及び、連絡会が補助している福岡市立学校開放等施設管理委員会(以下「施設管理委員会」という。)における補助金の支出事務において、次のような事例が認められた。

連絡会の経費については、市からの補助金であることを十分考慮し、今後、補助金の適正な執行がなされるよう団体機能の充実を図るとともに、各施設管理委員会を指導されたい。

(ア) 連絡会の収支予算、事業計画は、連絡会の役員会に諮ったうえで年度開始前に決定しておく必要があるが、年度開始後に委員長の決裁により決定されていた。

(イ) 連絡会規約により監事を置いているが、監事による会計監査が行われていなかった。

(ウ) 平成13年度の事業計画等によると、年2回の会議を開催することとしていたが、連絡事項等については、電話や文書の通知等により行っており、会議は開催されていなかった。

(I) 各施設管理委員会からの事業報告等において、一部に次のような事例が見受けられた。

a 領収書に但し書きや領収日付のないもの、記載内容が不十分なものなどがあった。

b 会議食糧費の支出において、連絡会が定めている支出基準を超えているものや、弁当を提供する必要性が希薄なものがあった。

c 補助金の交付目的にあわないと思われる支出があった。

d 支払資金として現金を相当期間手元に置いているものがあった。